

令和3年2月19日  
第5回高知県地球温暖化対策実行計画推進協議会

**説明・協議事項（1）**

**パブリックコメント・市町村意見照会の結果に  
ついて**

## 意見公募結果

○意見公募の期間：令和2年12月25日から令和3年1月23日まで

○提出された意見数：1名から1件

No.	ページ	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
1	P98～	<p>P96以降に記載されている「高知県の気候の将来予測と適応策」にあるとおり、温暖化と降水量の増加により第一次産業をはじめ、自然生態系やこれら豊かな自然の恵みが影響を受けることが想定されますが、これら事業活動に加え県民の生活基盤への影響が大きいものと考えます。</p> <p>一方で、P100で自然災害・沿岸水域における水害、土砂災害、高潮・高波について「既に現れている又は予測される温暖化の影響」と、「その影響に対する施策」の記載があります。</p> <p>この点、公助としての防災対策の推進について賛同いたしますが、これら取組みや対策は公助の観点のみならず、県民一人ひとりが自分事として準備・計画を立てるという「自助」の観点が非常に重要かつ有事の際の生命線の一つであると考えます。具体的には災害に対する事前の備えが大切であり、住宅や家財など、私有財産に係る経済的な復旧・復興は、公的資金や善意による義援金では限界があるため、まさに「自助」の意識向上と具体的な経済的な備えが重要となります。</p> <p>つきましては、自然災害に備える損害保険への理解・普及促進について、官民連携で行うべく、「自然災害に対応する損害保険等の理解・普及促進」を本計画内で明記し、実際に行動することで、「自助」の意識向上と具体的な備えに寄与するものと考えます。</p>	<p>本県では、「自助」の意識向上についての理解・普及促進を実施しており、今後、新たな取組内容についても、関係部局と連携しながら、温暖化に対する適応策としての位置づけの協議を進めていきます。いただいたご意見についても、今後の参考とさせていただきます。</p>

市町村意見照会結果（地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の規定に基づく）

○提出された意見数：2市町村から8件

No.	ページ	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
1	43	土佐グリーンパワーの出力規模は6,300kWになっているため、確認が必要と思われる。	数値を確認し、出力規模を6,250kWから6,300kWに修正しました。
2	60	温室効果ガス排出量の集計方法(使用する算定マニュアル等)は変更しているか。変更している場合は、変更後の集計方法を教えていただきたい。変更していない場合は、その理由を教えていただきたい。	ご意見いただいた温室効果ガス排出量の集計方法に関しては、平成29年度以降は、平成29年3月に環境省が取りまとめた「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」を基に毎年算定しています。
3	P43～45、62	P43～45にあるように、森林に関する取り組みを積極的にされているが、森林吸収量の変化率を国に準じて-46.2%とし、大幅に吸収量が下がるとしているのはなぜか。	ご意見いただいた森林吸収量の変化率に関しては、国が算定している各都道府県の森林吸収量の算定方法についての詳細が公表されておらず、国が算定している数値と本県が独自に算定した場合の数値の整合性をとることが難しいため、国の計画に準じているところです。 大幅に吸収量が下がる理由としては、森林の高齢級化によって吸収能力が徐々に低下してきていることが挙げられます。本県の森林は10齢級以上の割合が多くを占め、森林の吸収量は減少することが予想されています。今後、森林の二酸化炭素吸収機能を最大限に発揮させるため、高齢級の森林を伐採し、森林資源の若返りを図っていきます。
4	45	SDGsや脱炭素社会の実現について、世界的に取り組みが加速し環境への意識が高まってきており、本計画に高知県として具体的にどのように取り組み、中山間地域における収益を共に実現していくのか具体的に示す必要がある。記述にあるとおり日本一の森林県として、全国の模範となる取り組みを発信することが必要。	ご意見いただいたSDGsや2050年の脱炭素社会の実現に向け、日本一の森林率といった本県の特長を活かした取組を行ってまいります。いただいたご意見についても、今後の参考とさせていただきます。

5	80～83	再生可能エネルギーの導入について、これまで以上の具体的支援を期待する。 (特に「支援」と記載のある小水力、風力発電、木質バイオマス発電)	再生可能エネルギーの導入に関しては、高知県地球温暖化対策実行計画でも、重点施策と位置づけています。今後とも、2050年の脱炭素社会の実現にむけて、国における技術開発の動向や他自治体の先進事例、本県でのニーズ調査など、情報収集を進め、具体的支援の検討を行っていきます。
6	80	「系統連系制約の発生」の課題についても支援を期待する。	ご意見いただいた「系統連系制約の発生」に関しては、全国的な課題となっており、国においては、この課題の克服に向け、系統線の運用方法を見直す「日本版コネクト&マネージ」と、系統増強に係る費用を事業者間で負担し合う「電源接続案件募集プロセス」の2つの取組を進めています。「日本版コネクト&マネージ」については、既に実施している取組に加え、現在、系統が混雑した際に発電をストップさせる「出力制御」を行うことを条件に、系統への接続を認める「ノンファーム型接続」の運用を一部地域で先行的に開始しており、本県でも運用が開始されました。 今後、必要な枠が十分確保できるのかを見極めながら、必要に応じて対策を講じていきます。
7	81	風力発電の導入促進の欄中に「市町村による事業の支援を行います」とは、どういったことを予定しているか。	ご意見いただいた「風力発電の導入促進」に関しては、各市町村における風力発電事業の検討や事業の実施に関して、助言等の支援を行っていきます。
8	81	「小水力発電の導入促進」について、河川法などの法的規制の緩和について国にも進言してほしいが、県としても導入に対する支援、アドバイス等をしっかり行ってほしい。	ご意見いただいた「小水力発電の導入促進」に関しては、関係部局と連携し、適切な支援・助言等を行っていきます。